

契約締結前交付書面  
(暗号資産関連店頭デリバティブ取引)  
(『Lightning FX』および『Lightning Futures』  
取引説明書)

2023 年 7 月 27 日

当社との間で暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっては、本書面の内容を十分に読んでご理解ください。

「Lightning FX」及び「Lightning Futures」は、株式会社bitFlyer（以下、「当社」といいます）の指定する暗号資産の価格を指標として参照し、当社がお客様の相手方となってお客様と当社の間で相対取引として成立させる暗号資産関連店頭デリバティブ取引であり、新規取引の約定時点においてお客様と当社が合意した参照暗号資産の価格と決済取引の約定時点における当該価格との差に基づいて算出される金銭の授受により決済が行われる差金決済取引です（なお、お客様は金銭に代えて当社へ証拠金として差入れた暗号資産を当社へ譲渡することにより当該決済を行うことが可能です）。

当社は、お客様から暗号資産関連店頭デリバティブ取引の注文を受けると、別のお客様から受けた反対方向の注文の数量と、当社内で自己勘定取引を行う部門が必要とする数量の合計を、当社がお客様の注文に応じることのできる数量として価格毎に提示します。お客様と当社が各々提示する価格及び数量に関する条件が合致した時点で、お客様と当社との間に暗号資産関連店頭デリバティブ取引が成立します。当社は、お客様に提示した数量を超えてお客様と暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うことはありません。

お客様が当社との間で暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行った場合、当社の暗号資産関連店頭デリバティブ取引それ自体の需給変動と、当該暗号資産関連店頭デリバティブ取引が参照する暗号資産の価格変動の影響を受けて、当社との間で反対取引可能な暗号資産関連店頭デリバティブ取引の価格がお客様にとって不利な方向へ変動し、お客様が損失を被るおそれがあります。その際、お客様が当社へ事前に預け入れた証拠金の額を上回る損失をお客様が被るおそれもあります。

このため、暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、元本及び利益が保証された取引ではなく、少額の証拠金を元に多額の取引を行える証拠金取引であることから、多額の利益が得られることがある反面、多額の損失を被る危険を伴い、元本を超過して損失を被るおそれのある取引です。したがって、当社との間で暗号資産関連店頭デリバティブ取引を開始する場合や継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご理解いただき、お客様の資力、取引経験及び取引目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引いただくようお願いいたします。

本書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面であり、金融商品取引法第2条第22項第2号に規定する店頭デリバティブ取引のうち原資産となる暗号資産の価格を参照してお客様と当社の間で行われる暗号資産関連店頭デリバティブ取引である「Lightning FX」及び「Lightning Futures」について説明するものです。

## 目次

暗号資産関連店頭デリバティブ取引のリスク等の重要事項について	5
暗号資産関連店頭デリバティブ取引の仕組みについて	12
暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る契約の概要	12
租税の概要	12
契約終了事由	12
当社概要	12
苦情または相談先	12
紛争解決のための措置	13
用語の説明	14
暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する禁止行為	15
1. 取引の種類	17
2. 取引方式	17
3. 注文受付及び約定処理に係る方針	17
・参照指標・注文数量	17
・取引価格の急変を防止するための措置	18
・Lightning FXの取引ルール	19
・Lightning Futuresの取引ルール	21
・証拠金	24
・証拠金維持ルール	25
・追証ルール	25
・ロスカットルール	26
・証拠金の振替入金と振替出金	26
4. 大規模なブロックチェーンの分岐現象への対応	26
5. 手数料等に関する事項	27
6. 事業報告書・直近の財務書類の内容	28
暗号資産の性質に関する説明	29

本説明書は、金融商品取引法第37条の3および一般社団法人日本暗号資産取引業協会の定める暗号資産関連デリバティブ取引に係る顧客の管理及び説明に関する規則・ガイドラインの規定に基づきお客様に交付する書面です。

## 暗号資産関連店頭デリバティブ取引のリスク等の重要事項について

### 【手数料等について】

取引手数料は無料ですが、建玉維持（当社同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌当社営業日に繰り越すことをいい、以下同様とします。）により、スワップポイントの支払いが発生します。

また、Lightning FXでは、Lightning FX取引価格とLightningにおける現物（BTC/JPY）取引価格が5%以上乖離している場合、約定ごとにLightning FX SFD(Swap For Difference)の支払い又は受取りが発生します（これは価格差を拡大させる方向の約定について価格をお客様に対して不利に、価格差を縮小させる方向の約定について価格をお客様に対して有利に、それぞれ当社として提示することに相当します）。ただし反対売買の約定によりLightning FX SFDを受け取ることはできません。

### 【証拠金について】

本取引を行うには、証拠金の差し入れが必要です。必要となる証拠金の計算式については、詳細は「取引内容等の説明」をご確認ください。

### 【暗号資産関連店頭デリバティブ取引のリスクについて】

#### (1) 取引価格変動リスク

暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、原資産となる現物暗号資産価格を参照して行う取引であり、当社が提示するLightning FX及びLightning Futuresにおける取引価格（以下、「取引価格」といいます。）の変動により損失が生じることがあります。

当社は、お客様から暗号資産関連店頭デリバティブ取引の注文を受けると、別のお客様から受けた反対方向の注文の数量と、当社内で自己勘定取引を行う部門が必要とする数量の合計を、当社がお客様の注文に応じることのできる数量として取引価格毎に提示し、お客様と当社が各々提示する価格及び数量に関する条件が合致した時点で、お客様と当社との間に暗号資産関連店頭デリバティブ取引が成立します。このため取引価格は、当社における暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスそれ自体の変動から影響を受けて上下します。その結果、お客様の保有する建玉を反対取引できる取引価格が、当該建玉を形成した際の取引価格よりもお客様にとって不利な方向（お客様が買建玉を保有している場合には取引価格の下

落、お客様が売建玉を保有している場合には取引価格の上昇) に変動した場合、お客様は損失を被ります。

さらに、取引金額がその取引についてお客様が預け入れる証拠金の額と比して大きいため、かかる取引価格の変動により、その損失の額が預入証拠金の額を上回り、お客様にとっての元本を超過する損失を被ることがあります。

## (2) 指標となる現物暗号資産価格の変動リスク

暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、現物暗号資産の価格に係る指標を原資産として行われる取引であり、原資産である暗号資産の保有に伴う価格変動リスクのヘッジを目的とする取引主体（当社の自己勘定取引部門を含みます）や、原資産である現物暗号資産の価格と取引価格が将来接近することを期待した裁定取引を目的とする取引主体などにも利用されているため、当該参照暗号資産の現物取引価格の変動から影響を受けて当社が提示する取引価格も変動します。このため、原資産となる現物暗号資産の価格変動から間接的な影響を受けて取引価格がお客様にとって不利な方向（お客様が買建玉を保有している場合には取引価格の下落、お客様が売建玉を保有している場合には取引価格の上昇）へ変動することにより損失が生じることがあります。

さらに、取引金額がその取引についてお客様が預け入れる証拠金の額と比して大きいため、かかる取引価格の変動により、その損失の額が預入証拠金の額を上回り、お客様にとっての元本を超過する損失を被ることがあります。

## (3) 取引価格および指標となる暗号資産価格の変動リスクの共通点

当社における暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変化や、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の原資産としての指標となっている暗号資産の現物取引における需給バランスの変化、物価、法定通貨、他の市場の動向、天災地変、戦争、政変、法令・規制の変更、暗号資産に係る状況の変化、その他予期せぬ事象や特殊な事象等による影響により、急激に価格等の変動が起きることがあり、値動きの状況によって注文が約定しない場合や意図した取引ができない可能性又は意図しない取引が成立する可能性があり、指標となる現物暗号資産の価格がゼロになる可能性があることも重ねてご認識ください。

また、当社の証拠金取引は当社が指定する現物暗号資産を証拠金として利用することが可能です。証拠金として利用する現物暗号資産と同じ種類の暗号資産の証拠金取引において、買いの建玉を保有した場合、市場の下落局面では現物暗号資産の下落に加え証拠金取引の評価損も発生し、想定以上の損失を被る可能性があります。

#### (4) 暗号資産・ネットワークによるリスク

- 1 暗号資産は法定通貨ではなく、インターネット上でやりとりされる電子データであり、特定の者によりその価値を保証されているものではありません。また、暗号資産は、必ずしも裏付けとなる資産を持つものではありません。これらの特徴は暗号資産を原資産とする暗号資産関連店頭デリバティブ取引に対しても影響を及ぼすため、このような原資産の価値の不安定性が暗号資産関連店頭デリバティブ取引の価値の不安定性として反映され、それによってお客様が損失を被るおそれもあります。
- 2 ハードフォーク、ソフトフォーク等によりブロックチェーンが分岐し、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の原資産である暗号資産について大幅な価値下落が発生する可能性や取引が遡って無効になる可能性があります。当社は、分岐の前後に対象暗号資産を使った決済、対象暗号資産の預入および送付等の取引を受け付けない期間を一定期間設ける可能性があります。また、分岐を恒久的ではないと当社が判断した場合その他の事情により、関連暗号資産の全部または一部を取り扱わない場合があります。当社は、ブロックチェーン分岐、その他暗号資産の仕様の変更またはエアドロップ等の事象等が生じる場合、当社の任意で対応の有無および対応内容を決定するものとしているため、それらの事象等が生じた暗号資産を原資産とする暗号資産関連店頭デリバティブ取引についても、原資産である暗号資産の現物取引と同様に、当社による取引停止や取引無効化の対象となる可能性があるほか、売建玉保有者から当社が権利調整額を徴収する一方で買建玉保有者に当社が権利調整額を付与する措置の対象となる可能性もあります。
- 3 悪意ある者が暗号資産のブロックチェーンネットワークにおいて51%以上の採掘速度を有した場合、(1)不正な取引の正当化(2)正当な取引の拒否(3)採掘の独占を行うことが可能となるリスクが

あります。このような事態が生じた暗号資産を原資産とする暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関して取引価格の大幅な下落や急激な変動が生じ、お客様が損失を被るおそれがあります。

#### (5) ロスカット等のリスク

お客様のご意思に関わらず、当社は追証ルール、ロスカットルールに基づいて、強制的に全ての建玉を自動的に反対売買して決済します（ロスカット注文）。また、価格の配信が停止し再開される場合において停止前と再開後の価格が異なるなどにより強制的にロスカット取引が発生する可能性があります。

ロスカットの場合でも、相場の急激な変更により損失の額が預入証拠金の額を上回る可能性があります。預入証拠金の額を上回る損失が生じた場合には、その超過額をお支払いいただきます（金銭の支払いに代えて、証拠金として差入れている暗号資産を当社へ譲渡することも可能です）。

さらに、当社は他のお客様から受けた注文と当社内の自己勘定取引部門の必要性に裏付けられた数量のみをお客様に提示するため、お客様の口座から発注されたロスカット注文が発注されても執行されない場合や、ロスカットルール抵触時点の取引価格よりも大幅にお客様にとって不利な価格でロスカット取引が成立する場合があります。

評価損益・必要証拠金等はLightning FX/Futuresで合算されます（各板の建玉は相殺されません）。複数板で建玉を建てている場合、いずれかの板における急激な相場変動等によりロスカット等のリスクがありますのでご注意ください。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引においては、ご自身の資力や投資目的を十分ご考慮頂き、余裕のあるお取引をお願い致します。

#### (6) 流動性リスク

市場動向や取引量等の状況により、取引が不可能もしくは困難となる、または著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。また、注文が売りまたは買いどちらか一方に偏り約定に時間がかかる、もしくは取引が成立しない可能性があります。

#### (7) 信用リスク

当社の暗号資産関連店頭デリバティブ取引はお客様と当社の間で行う相対取引のため、当社の業務や財産状況により当社の信用状況が悪化した場合には、当社とお客様の間の債権債務関係である暗号資産関連店頭デリバティブ取引の価値が劣化し（特にお客様の建玉が



含み益となっている場合には、当該含み益の回収可能性が低下します)、お客様が損失を被る可能性があります。

なお、当社においては、お客様から預託を受けた証拠金は金銭信託により自己資金と区分して管理しております。

(8) スワップポイントに関するリスク

取引対象である暗号資産の価格の変動等とは関係なく、商品の売建玉、または買建玉を維持することでスワップポイントの支払が発生します。スワップポイントは、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の原資産である暗号資産等の価格及び貸借料率等の変動、並びに金利の変動によっては、スワップポイントの水準が変動することがあります。

(9) SFD (Swap For Difference) に関するリスク

Lightning FXでは、Lightning FX取引価格とLightning現物 (BTC/JPY) 取引価格が5%以上乖離している場合、Lightning FX SFDが発生し、SFDを負担することになる方向の取引についてはSFD負担分だけお客様にとっての約定結果が取引価格よりも不利になることがあります。また、価格変動により注文発注時点と注文約定時点の価格乖離が異なることがあります。

(10) システムリスク

1 お客様が行う暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、電子取引システムを利用する取引です。お客様が注文の入力を誤った場合またはその他の要因等により、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。また、注文の種類や市場の状況等により、お客様の意図しない取引結果となる可能性があります。

2 当社またはお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信障害や、地震、落雷、火災その他の天災地変、サイバー攻撃等さまざまな原因で、一時的または一定期間にわたって電子取引システムを利用できない状況が起こる可能性があります。また、お客様による注文指示の当社システムへの遅れ・未着により注文が無効となる可能性や、注文が消失する可能性、意図しない取引結果が生じたり、約定しなかったりする可能性があります。また、電子取引システム障害時には、当社が暗号資産関連店頭デリバティブ取

引の執行を含むサービスの全部または一部を停止もしくは制限することがあります。

- 3 当社のシステムが算出している暗号資産関連店頭デリバティブ取引の提示価格が異常値となる可能性があります。システムの異常等いかなる事由であれ、提示価格が、市場実勢相場と大幅に乖離している等、誤りもしくは異常値である、または不公正な価格形成に基づくものと当社が合理的に判断する場合には、当該提示価格を無効とし、当社の判断で当該提示価格に基づいたお客様の約定を取り消しさせていただくことがございますのであらかじめご了承ください。

#### (11) 成行注文に関する留意事項

当社の暗号資産関連店頭デリバティブ取引において、お客様が発注時に指定した指値よりも不利な価格で当社が約定を成立させることはありません。しかし、お客様が成行注文または成行注文を含む特殊注文（ストップ注文を含みます）を行う際取引画面でお客様が認識された価格と実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。当該価格差は、お客様が当社の提示価格を認識してからお客様ご自身による発注操作を経てお客様の端末から当社システムへ注文が送信され当社システムで受注約定処理が行われるまでの間に、暗号資産関連店頭デリバティブの需給変動を反映して当社の提示価格が変動することにより発生するもので、お客様にとって有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。

#### 【預託を受けた財産の管理方法について】

お客様から預託を受けた金銭は、株式会社三井住友銀行またはSBIクリアリング信託株式会社への金銭信託により、当社の自己資金とは区分して管理します。また、証拠金として預託を受けた暗号資産は、資金決済に関する法律に基づき当社自身が保有する暗号資産とは明確に区別し、かつ、お客様が保有する暗号資産についてどなたの暗号資産であるかが直ちに判別できるようデータ上の管理を行っています。なお、当社は、お客様が保有する暗号資産のすべてをお客様用のコールドウォレットにおいて管理しています。また、一部暗号資産においてはマルチシグを用いた管理を実施しております。

#### 【カバー先の概要】

当社は、お客様との取引から生じる価格変動リスクを回避するため、カバー取引を行っております。当社のカバー取引先は以下のとおりです。

商号：Aux Cayes Fin Tech Co. Ltd（セーシェル共和国法人）  
監督を受けている外国の当局の有無およびその名称：無  
業務内容：Trading

商号：SBI VCトレード株式会社  
業務内容：暗号資産交換業、金融商品取引業

**【その他留意事項】**

暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象にはなりません。

## 暗号資産関連店頭デリバティブ取引の仕組みについて

bitFlyer Lightning FXおよびbitFlyer Lightning Futuresの取引方法、証拠金等の詳細については、「取引内容等の説明」にてその内容を必ずご確認ください。

## 暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る契約の概要

当社における暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の概要は、2ページ及び18ページ以下に記載のとおりです。

## 租税の概要

日本国内の暗号資産に関する税金の取扱については、詳しくは税務署または税理士にお尋ねください。なお、現段階での日本の税務当局の見解は以下の通りであります。将来において改正される可能性があります。

- お客様が暗号資産関連店頭デリバティブ取引で得た譲渡益（キャピタルゲイン）に対して、雑所得として所得税が課税されます。
- 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象から、暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る雑所得は除外されます。

## 契約終了事由

お客様が以下の事由に該当した場合、当社はお客様との契約を終了させることができるものとします。

- お客様が本書面その他当社の定めるルールに違反した場合  
なお、お客様が損失を被った状態で建玉の全部または一部が決済される場合もあります。この場合、決済で生じた損失については、お客様が責任を負うこととなります。
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合  
なお、お客様より契約の解除（アカウント解約）をご希望の場合は、当社ホームページ上のお問合せフォームより当社にご連絡をお願いいたします。解約手数料はかかりません。

## 当社概要

商号等株式会社bitFlyer  
金融商品取引業者関東財務局長（金商）第3294号  
主な事業金融商品取引業、暗号資産交換業  
加入協会一般社団法人日本暗号資産取引業協会  
設立年月日平成26年1月9日  
資本金20億6119万1378円

## 苦情または相談先

お取引やサービスについてのお問合せは、こちらよりご連絡ください。

- **お問合せフォーム** (<https://bitflyer.com/ja-jp/contactpage>)
- **メール**: info@bitflyer.com
- **郵送先**: 〒107-6230東京都港区赤坂9-7-1ミッドタウン・タワー30F  
株式会社bitFlyer宛
- **電話番号**  
苦情受付: 03-6434-7624  
お取引の制限や不正ログイン、詐欺被害のご相談: 03-6434-7957  
お取引やサービスに関するお問合せ: 03-6434-5864
  - 受付時間平日9時30分～17時30分
  - 日本語対応のみとなります。

- 時間外のお取引やサービスに関するお問合せは、お問合せフォーム (<https://bitflyer.com/ja-jp/contactpage>) よりご連絡ください。メールにて返信させていただきます。

## **紛争解決のための措置**

暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する苦情および紛争の解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（略称：FINMAC（フィンマック）」）を利用することができます。（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

### **受付窓口**

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（略称：FINMAC（フィンマック））

### **お申し出先**

〒103-0025  
東京都中央区日本橋茅場町2-1-1第二証券会館  
電話番号：0120-64-5005  
受付時間：平日9:00～17:00（土日祝・年末年始を除く）

## 用語の説明

- **約定**  
金融商品において売買取引が成立することを指す意味で使われる言葉です。
- **建玉（ポジション）**  
新規に売買約定されて、まだ決済をしていない約定のことをいいます。
- **売建玉（売りポジション）**  
売付取引のうち、決済が終了していないもの。
- **買建玉（買いポジション）**  
買付取引のうち、決済が終了していないもの。
- **買戻し**  
売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引。
- **暗号資産交換業者**  
暗号資産交換業は、金融庁・財務局の登録を受けた事業者のみ行うことができます。
- **金融商品取引業者**  
暗号資産関連店頭デリバティブ取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者のことをいいます。
- **差金決済**  
暗号資産とその対価となる通貨の交換を行わずに、取引の結果生じた差損益金（＝差金）を受払いすることで清算する決済方法。暗号資産関連店頭デリバティブ取引では、反対売買を行い、建玉形成時の取引価格と反対売買時の取引価格の間に発生した差損益金を受け払いします。なお、差金決済は金銭の授受により行われるのが一般的ですが、当社においては、証拠金の代わりにお客様が当社へ差入れたお客様の保有する暗号資産を当社へ譲渡することも差金決済の手段として認めております。
- **スワップポイント**  
取引商品の原資産である暗号資産の価格等の変動等とは関係なく、商品の売建玉、または買建玉を維持することでスワップポイントの支払が発生します。スワップポイントは、金利情勢等に応じて当社が毎日決定します。日をまたいで建玉を維持することで暗号資産関連デリバティブ取引の原資産である暗号資産等の価格及び貸借料率等の変動、並びに金利の変動によっては、スワップポイントの水準が変動することがあります。
- **デリバティブ取引**  
その価格が取引対象の価値(数値)に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。
- **追加証拠金（追証）**  
デリバティブ取引において、差し出している証拠金等の額に決済損益を加減した額（評価証拠金）が、金融商品取引業者が指定する当社毎営業日の判定時点において相場の変動等により必要額を下回った場合に、金融商品取引業者が指定する期限までに追加しなくてはならない証拠金のこと。
- **ロスカット**  
お客様の損失が所定の水準に達した場合、もしくは追加証拠金が期限までに解消されなかった場合、金融商品取引業者が、お客様の損失拡大の防止及びリスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

他の用語については、こちら (<https://bitflyer.com/ja-jp/glossary>) をご参照ください。

## 暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした暗号資産関連店頭デリバティブ取引、又はお客様のために暗号資産関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- 1 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- 2 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をする行為
- 3 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様（勧誘の日前1年間に、2以上の暗号資産関連店頭デリバティブ取引のあった者及び勧誘の日に未決済の暗号資産関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘は禁止行為から除外されます。）
- 4 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- 5 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘を受けた顧客が当該暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- 6 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- 7 暗号資産関連店頭デリバティブ取引について、お客様に損失が生じることになり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- 8 暗号資産関連店頭デリバティブ取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- 9 暗号資産関連店頭デリバティブ取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- 10 本書面の交付に際し、本書面の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- 11 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生じさせる表示をする行為
- 12 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- 13 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- 14 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約に基づく暗号資産関連店頭デリバティブ取引行為をすることその他の当該暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- 15 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の証拠金を虚偽の相場を利用すること、その他不正の手段により取得する行為
- 16 暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該暗号資産関連店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為

- 17 あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により暗号資産関連店頭デリバティブ取引をする行為
- 18 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として暗号資産関連店頭デリバティブ取引をする行為
- 19 暗号資産関連店頭デリバティブ取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、暗号資産の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)
- 20 暗号資産関連店頭デリバティブ取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う暗号資産関連店頭デリバティブ取引の売付又は買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること
- 21 暗号資産関連店頭デリバティブ取引につき、新規取引を行う際に、預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が想定元本の50%を乗じた額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- 22 暗号資産関連店頭デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻において、預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が想定元本の50%を乗じた額に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく取引を継続すること



## 1. 取引の種類

bitFlyer Lightning FX及びbitFlyer Lightning Futuresは暗号資産を原資産とする店頭デリバティブ取引（指標先渡取引）です。

## 2. 取引方式

bitFlyer Lightning FX及びbitFlyer Lightning Futuresは金融商品市場及び外国金融商品市場によらないでお客様と当社との間で成立する店頭デリバティブ取引（相対取引）です。お客様は当社へ事前に取引金額の一部を証拠金として預入れた上で、売買の目的となっている暗号資産建玉の売り戻し又は買い戻し等をしたときの決済を差金決済（売買価格差等に相当する金銭の授受のみによる決済）によって行います。なお当社では、お客様が保有し当社へ預け入れている暗号資産を証拠金に代えて当社へ差入れていただくことが可能であり、差金決済時にお客様が当社へ支払うべき金銭に代わる対価として当該暗号資産を当社へ譲渡していただくことも可能です。

当社は、お客様から暗号資産関連店頭デリバティブ取引の注文を受けると、別のお客様から受けた反対方向の注文の数量と、当社内で自己勘定取引を行う部門が必要とする数量の合計を、当社がお客様の注文に応じることのできる数量として価格毎に提示します。お客様と当社が各々提示する価格及び数量に関する条件が合致した時点で、当社はお客様の相手方となってお客様と当社との間で暗号資産関連店頭デリバティブ取引を成立させます（当社は、お客様に提示した数量を超えてお客様と暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うことはありません）。お客様の注文と当社の提示した条件を合致させる際の取引価格は、「競争売買の原則」に基づき決定されます。「競争売買の原則」とは、価格優先の原則（売り注文については最も低い価格の注文が、買い注文については最も高い価格の注文が、また、価格を指定する「指値注文」よりも価格を指定しない「成行注文」が優先する方式）と、時間優先の原則（同じ価格の売買注文がある場合には、時間的に先に発注された注文を優先する方式）から成り立っています。

なお、bitFlyer Lightning FX及びbitFlyer Lightning Futuresでは、当社の自己勘定取引部門が、自ら保有している暗号資産の現物在庫の価格変動リスクをヘッジするため必要と考える範囲で売買を希望する数量を価格とともに売買気配として提示する場合があります（左記の売買気配の提示は、自己勘定部門の提示する売買の方向と同一方向の注文の数量と合算され、お客様に対して取引可能な数量として価格毎に提示されます）。このような売買気配提示は、当社として暗号資産の現物取引と暗号資産関連店頭デリバティブ取引の双方において自己勘定取引部門が抱える価格変動リスクを中立化することを意図して行っているものであり、当社として関連する暗号資産関連店頭デリバティブ取引の価格が上昇又は下落のどちらかへ変動した場合に収益を獲得することを目指したものではありません。

また、bitFlyer Lightning Futuresでは、当社の自己勘定取引部門が流動性の供給を目的として取引可能な数量を価格とともに売買気配として提示する場合があります（左記の売買気配の提示は、自己勘定部門の提示する売買の方向と同一方向の注文の数量と合算され、お客様に対して取引可能な数量として価格毎に提示されます）。このような売買気配提示は、収益を目的としたものではなく、bitFlyer Lightning Futuresにおいてお客様に十分な取引機会を提供することを目的としたものとなります。

上記の価格変動リスクヘッジ目的・流動性供給目的いずれの場合においても、フロントランニング（※）、お客様の注文情報の利用・当社注文の優先処理、システム障害が発生した際の当社注文の優先処理その他不公正取引は行っておりません。

※フロントランニングとは、お客様の注文情報を受けた業者が、他のお客様の注文より前に自分の注文を出す行為又はそれに類似する行為を指します。

## 3. 注文受付及び約定処理に係る方針

### ・参照指標・注文数量

各サービス・参照指標毎の最大・最小発注数量、保有（建玉）制限数量については以下の表をご確認ください。

### Lightning FX

参照指標	単位	最小発注数量	最大発注数量	保有建玉数量
BTC-FX/JPY	BTC-FX	0.01	100	500

#### Lightning Futures

満期の種類	単位	最小発注数量	最大発注数量	保有建玉数量
1週間	BFT	0.001	100	500
2週間	BFT	0.001	100	500
3か月	BFT	0.001	100	500

当社は、保有建玉数量が100BTC-FX超又は100BFT超のお客様に対して、ロスカットルールが適用された際に発注されるロスカット注文の発注先となる板に集まっている反対側からの注文の数量の合計と比べて保有建玉数量が過大であり、他のお客様にとって取引の安全性を損なうおそれがあると懸念される場合には、保有建玉数量を当社の指定する数量まで減らしていただくよう求めることがあります。左記に応じていただけない場合は、当社が利用規約で定める禁止行為に該当したものとして、デリバティブ取引の発注停止措置の適用や、保有建玉の強制決済を伴う口座閉鎖措置の適用もあり得ます。

#### ・取引価格の急変を防止するための措置

bitFlyer Lightning FX及びbitFlyer Lightning Futuresにおいては、誤発注等による取引価格の急変を防止するため、取引の一時中断を行う制度（サーキットブレーカー制度）を設けております。

サーキットブレーカー制度の概要は、次のとおりです。

発動条件	制限値幅の範囲外における価格での約定が見込まれる発注が行われた場合
基準価格	10分前の約定価格
制限値幅	基準価格の上下20%
中断時間	約5分間
再開方法	中断時間経過後、板寄せ方式により取引を再開

※取引を一時中断する間の注文・キャンセルは可能です。

※10分前の約定価格がない場合、基準価格は過去に遡ります。

※取引再開後の10分間は、板寄せ方式により決定された一本値を基準価格とします。

※サーキットブレーカーの発動により取引を一時中断し、板寄せにより決定された一本値が制限値幅の範囲外である場合、取引は再開せず中断を継続し、一本値に近接する制限値幅の価格に基準価格を更新し中断を継続します。

※取引状況を勘案して取引の一時中断を行うことが適当でないと当社が認める場合、サーキットブレーカーの適用を行わない場合があります。

※取引の一時中断は、サーキットブレーカーの発動条件該当後、当社がその都度定める時とします。条件該当から中断開始まで時間差が生じる場合があります。

※サーキットブレーカー発動中に定期メンテナンス時間に入った場合、サーキットブレーカーによる板寄せが優先されます。

※すべての誤発注により本制度が発動し、取引が中断されるわけではありません。発動条件については、上記概要をご確認ください。

※本制度導入によって生じる機会損失を含む、いかなる機会損失において当社は責任を負いません。

板寄せとは売注文と買注文を規定の優先順位に従って順次対当させながら数量的に合致する価格を求め、当該価格を単一の約定価格として売買を成立させる方法です。優先順位は以下のとおりです。

#### 売注文

①成行注文 ②価格の低い指値注文

#### 買注文

①成行注文 ②価格の高い指値注文

なお、同一価格の指値注文がある場合、先に発注された注文が優先約定されます。成行注文の場合、一本値が決定されるまでの注文はすべて同時に発注されたものとみなします。

#### ・Lightning FXの取引ルール

本ルールでは、Lightning FXについて説明しております。また、時間につきましては日本時間で記載しております。

Lightning FXは、インターネットにてお取引（口座開設、ご注文、振替入出金等）を受付けます（お電話でのお取引は受付けておりません）。

#### ①取引日・取引時間

(1) 取引日

Lightning FXの取引日は原則毎日です。

(2) 取引時間・注文受付時間

Lightning FXの取引時間は次のとおりです。

24時間365日

※定期・不定期メンテナンスの時間帯は除きます。詳しくはこちら

(<https://bitflyer.com/ja-jp/faq/9-25>) をご覧ください。

※定期メンテナンスは毎日午前4時00分～午前4時10分に実施いたします。状況により時間帯が前後することがありますのでご了承ください。

#### ②注文

(1) 注文受付時間

24時間365日ご注文を受付けます。ただしシステムメンテナンスの時間を除きます。

(2) 取引の種類

取引の種類は次のとおりです。

##### 1. 新規注文

- ポジション（建玉）を建てるための注文です
- Lightning FXのご注文の際は、あらかじめ証拠金をLightning FXへ振替入金していただく必要があります。
- ご注文は、証拠金余力の範囲内となります。（証拠金余力とは、評価証拠金額から、建玉必要証拠金額および注文必要証拠金額を控除した金額をいいます。）

##### 2. 決済注文

- ポジション（建玉）を閉じるための注文です。
- 建玉の決済は、反対売買による差金決済によります。

※ 建玉がある場合に建玉数量以下の数量で既存の建玉と反対方向の取引を行うための注文は決済注文、建玉が無い場合の注文および建玉があっても建玉数量超の数量で既存の建玉と反対方向の取引を行うための注文は新規注文となります。

※ Lightning FXでは、ポジション（建玉）を閉じる取引を行わない限り、建玉を毎取引日自動的に

維持して翌取引日に繰越します。このため、決済期限のないお取引となっています。（ただし、当社の判断により決済期限を設定する場合があります。）

- ※ 注文の指示に要する時間は、当社が指定するインターネット取引画面とbitFlyer Lightning APIで異なる場合がございます。

### (3) 注文・執行の種類

注文種別	<p>IFD（イフダン）：IfDoneの略で、一度に2つの注文を出して最初の注文が約定したら2つめの注文が自動的に発注される注文パターンです。</p> <p>OCO（オーシーオー）：One-Cancels-the-Otherorderの略で、2つの注文を同時に出して一方の注文が成立した際にもう一方の注文が自動的にキャンセルされる注文パターンです。</p> <p>IFDOCO（イフダンオーシーオー）：IFDとOCOの組み合わせで、IFD注文が約定した後に自動的にOCO注文が発注される注文パターンです。</p>
執行条件	<p>成行注文：価格を指定せず売買の成立を最優先した注文の執行条件です。成行の買い注文を出すと、そのときに出ている最も低い価格の売り注文に対応して注文が成立します。同様に成行の売り注文の場合は、最も価格が高い買い注文に対応して注文が成立します。</p> <p>指値注文：指定した価格での売買の成立を最優先した注文の執行条件です。指値の買い注文を出すと指値以下の価格にならなければ注文が成立しません。同様に指値の売り注文の場合は、指値以上の価格にならなければ注文が成立しません。</p> <p>ストップ注文：「トリガー価格以上になったら買い」、「トリガー価格以下になったら売り」という条件付きの成行注文の執行条件です。</p> <p>ストップ・リミット注文：「トリガー価格以上になったら買い」、「トリガー価格以下になったら売り」という条件付きの指値注文の執行条件です。</p> <p>※ストップ注文とストップ・リミット注文の違い</p> <p>ストップ注文は、トリガー価格に到達すると「成行注文」が発注されますが、ストップ・リミット注文は「指値注文」が発注されることが両者の違いです。ストップ・リミット注文では指値注文で指定した価格よりも不利な価格で約定することはありません。ただし、値動きの状況によっては約定しないケースがあります。</p> <p>トレーリング・ストップ注文：値動きに合わせてストップ注文のトリガー価格が自動更新される条件付ストップ注文の執行条件です。</p>
執行数量条件	<p>Good' Til Canceled(GTC)：注文が約定するかキャンセルされるまで有効であるという注文執行数量条件です。</p> <p>Immediate or Cancel (IOC)：指定した価格かそれよりも有利な価格で即時に一部あるいは全部を約定させ、約定しなかった注文数量をキャンセルさせる注文執行数量条件です。</p> <p>Fill or Kill (FOK)：発注の全数量が即座に約定しない場合当該注文をキャンセルする注文執行数量条件です。</p> <p>※IFD、IFDOCOを使用される場合、2つ目のオーダーについても適用されます。</p>

### (4) 注文の有効期限

注文の有効期限は30日です。ただし、サービスの更新等により注文が取消されることがあります。

#### (5) 注文取消

未約定の注文は、原則として取消することが可能です。

#### (6) 注文失効

次に該当した場合、注文は失効します。

1. 有効期限切れの場合 (4) の有効期限後注文は失効となります。
2. 証拠金維持率が100%を下回った場合、下回った時点で、すべての未約定の新規注文は失効となります。
3. システムメンテナンス等で注文が失効することがあります。

#### (7) 取引規制

当社にてLightning FXの取引に異常があると認める場合またはそのおそれがあると認める場合には顧客全員もしくは個別に次のような取引規制を行うことがあります。主な取引規制は次のとおりです。

- 証拠金率の引き上げ
- 注文数量の制限、建玉数量の制限
- 注文の種類制限または禁止
- 取引の停止または中断
- 取引時間の臨時変更
- サーキットブレーカー制度

#### • Lightning Futuresの取引ルール

「Lightning Futures (ビットコイン先物)」をお取引いただくにあたり、本ルールをよくお読みになり、内容を十分にご理解ください。

Lightning Futuresは、インターネットにてお取引（口座開設、ご注文、振替入出金等）を受付けます（お電話でのお取引は受付けておりません）。

#### 商品の種類、満期日

bitFlyerでは、3種類の満期日の先物がお取引可能です。

- 1週間先物（直近の金曜日に満期日を迎えるもの）
- 2週間先物（1週間先物から1週間後に満期日を迎えるもの）
- 3か月先物（直近の3, 6, 9, 12月の最終金曜日に満期日を迎えるもの）

※ ただし、3か月先物の満期日の2週間前には、次の3か月先物が上場されます。

Lightning Futuresの満期日は各商品名のとおりです。

例：「BTC/JPY-28APR2017」の場合、満期日は2017年4月28日です。

#### 満期日のスケジュール

10:00

新しい満期日のFuturesが板寄せ方式で注文受付開始（開始以降、寄り付きまで約定いたしません）

10:30

新しい満期日のFuturesの寄り付き（その後、通常通り取引を開始いたします）

11:00

新しい満期日のFuturesのAlias更新

満期日を迎えたFutures取引停止

12:00

BTC現物板の板寄せ開始

12:05

BTC現物板のSQ値確定

12:30

BTC現物板で決定したSQ値による差金決済開始

差金決済の完了後、随時、約定結果を画面に反映いたします。

上記スケジュールは目安となります。状況により、変更が生じる可能性があります。

## ①取引日・取引時間

### (1) 取引日

Lightning Futuresの取引日は原則毎日です。

### (2) 取引時間

Lightning Futuresの取引時間は次のとおりです。

24時間365日

※定期・不定期メンテナンスの時間帯は除きます。詳しくはこちら

(<https://bitflyer.com/ja-jp/faq/9-25>) をご覧ください。

※定期メンテナンスは毎日午前4時00分～午前4時10分に実施いたします。状況により時間帯が前後することがありますのでご了承ください。

## ②注文

### (1) 注文受付時間

24時間365日ご注文を受付けます。ただしシステムメンテナンスの時間を除きます。

### (2) 取引の種類

取引の種類は次のとおりです。

#### 1. 新規注文

- ポジション（建玉）を建てるための注文です。
- Lightning Futuresのご注文の際は、あらかじめ証拠金をLightning Futuresへ振替入金していただく必要があります。
- ご注文は、証拠金余力の範囲内となります。（証拠金余力とは、評価証拠金額から、建玉必要証拠金額および注文必要証拠金額を控除した金額をいいます。）

#### 2. 決済注文

- ポジション（建玉）を閉じるための注文です。
- 建玉の決済は、反対売買による差金決済によります。
- 満期までに反対売買による差金決済を行わなかった場合、建玉は満期日に決定するSQ（清算値）で自動的に差金決済されます。

※ 建玉がある場合に建玉数量以下の数量で既存の建玉と反対方向の取引を行うための注文は決済注文、建玉が無い場合の注文および建玉があっても建玉数量超の数量で既存の建玉と反対方向の取引を行うための注文は新規注文となります。

※ Lightning Futuresでは決済取引を行わない場合は、建玉を毎取引日自動的に維持して翌取引日に繰越します。満期日までに反対売買による差金決済を行わなかった場合、建玉は満期日に決定するSQ（清算値）で自動的に差金決済されます。

※ 注文の指示に要する時間は、当社が指定するインターネット取引画面とbitFlyer Lightning APIで異なる場合がございます。

### (3) 注文・執行の種類

注文種別	IFD（イフダン）：If Doneの略で、一度に2つの注文を出して最初の注文が約定したら2つめの注文が自動的に発注される注文パターンです。 OCO（オーシーオー）：One-Cancels-the-Otherorderの略で、2つの注文を同時に出して一方の注文が成立した際にもう一方の注文が自動的にキャンセルされる注文パターンです。 IFDOCO（イフダンオーシーオー）：IFDとOCOの組み合わせで、IFD注文が約定した後に自動的にOCO注文が発注される注文パターンです。
------	--

<p>執行条件</p>	<p>成行注文：価格を指定せず売買の成立を最優先した注文の執行条件です。成行の買い注文を出すと、そのときに出ている最も低い価格の売り注文に対応して注文が成立します。同様に成行の売り注文の場合は、最も価格が高い買い注文に対応して注文が成立します。</p> <p>指値注文：指定した価格での売買の成立を最優先した注文の執行条件です。指値の買い注文を出すと指値以下の価格にならなければ注文が成立しません。同様に指値の売り注文の場合は、指値以上の価格にならなければ注文が成立しません。</p> <p>ストップ注文：「トリガー価格以上になったら買い」、「トリガー価格以下になったら売り」という条件付きの成行注文の執行条件です。</p> <p>ストップ・リミット注文：「トリガー価格以上になったら買い」、「トリガー価格以下になったら売り」という条件付きの指値注文の執行条件です。</p> <p>※ストップ注文とストップ・リミット注文の違い</p> <p>ストップ注文は、トリガー価格に到達すると「成行注文」が発注されますが、ストップ・リミット注文は「指値注文」が発注されることが両者の違いです。ストップ・リミット注文では指値注文で指定した価格よりも不利な価格で約定することはありません。ただし、値動きの状況によっては約定しないケースがあります。</p> <p>トレーリング・ストップ注文：値動きに合わせてストップ注文のトリガー価格が自動更新される条件付ストップ注文の執行条件です。</p> <p>※IFD（2つ目の注文）、ストップ注文、ストップ・リミット注文、トレーリング・ストップ注文は、注文の発動時点で証拠金が不足している場合、当該注文の発動及び執行が行われませんのでご注意ください。なお、メンテナンスを含むサービス停止の直前に特殊注文がトリガーした場合は、注文の執行がサービス再開後となる可能性がありますのでご了承ください。板寄せにてサービスが再開する場合、注文は当該板寄せに参加します。</p>
<p>執行数量条件</p>	<p>Good' Til Canceled(GTC)：注文が約定するかキャンセルされるまで有効であるという注文執行数量条件です。</p> <p>Immediate or Cancel (IOC)：指定した価格かそれよりも有利な価格で即時に一部あるいは全部を約定させ、約定しなかった注文数量をキャンセルさせる注文執行数量条件です。</p> <p>Fill or Kill (FOK)：発注の全数量が即座に約定しない場合当該注文をキャンセルする注文執行数量条件です。</p> <p>※IFD、IFDOC0を使用される場合、2つ目のオーダーについても適用されます。</p>

(4) 注文の有効期限

注文の有効期限は30日です。ただし、サービスの更新等により注文が取消されることがあります。

(5) 注文取消

未約定の注文は、原則として取消することが可能です。

(6) 注文失効

次に該当した場合、注文は失効します。

1. 有効期限切れの場合 (4) の有効期限後注文は失効となります。
2. 証拠金維持率が100%を下回った場合、下回った時点で、すべての未約定の新規注文は失効となります。

3. システムメンテナンス等で注文が失効することがあります。

(7) 取引規制

当社にてLightning Futuresの取引に異常があると認める場合またはそのおそれがあると認める場合には顧客全員もしくは個別に次のような取引規制を行うことがあります。主な取引規制は次のとおりです。

- 証拠金率の引き上げ
- 注文数量の制限、建玉数量の制限
- 注文の種類別の制限または禁止
- 取引の停止または中断
- 取引時間の臨時変更
- サーキットブレーカー制度

• 証拠金

Lightning FX・Lightning Futuresでのお取引を行うにあたっては、あらかじめLightning FX・Lightning Futures口座に証拠金を預け入れる必要があります。当社は証拠金及びその代用となる暗号資産として、法定通貨の中では日本円、暗号資産の中ではビットコインをそれぞれお客様から受け入れることとしております。証拠金はbitFlyerアカウントの日本円もしくはビットコイン残高より振り替えることで預け入れできます。また、お客様が預け入れしている証拠金は、評価証拠金額から建玉・注文の維持に必要な証拠金額を控除した金額と預入証拠金額のうち少ない方を出金可能額として、その範囲内でお取引口座へ振り替えることができます。

Lightning FX・Lightning Futuresでは、証拠金状況の確認を随時行っています。証拠金維持率が一定の水準を下回り、所定の条件を満たした場合に、証拠金維持ルールや追証ルール、ロスカットルールが適用されます。

必要証拠金の額は、実際のお取引の額に証拠金率を乗じて算出される額になります。

証拠金率（個人のお客様）
50%（レバレッジ2倍の場合）～100%（レバレッジ1倍の場合）

- 証拠金率は、当社の判断により変更する場合があります。
- 法人のお客様の証拠金率は暗号資産リスク想定比率を基に計算され、週次で変動します。変動するレバレッジは当社ホームページにて週次で公表します。詳細は当社ホームページをご確認ください。（暗号資産リスク想定比率とは、暗号資産に係る相場の変動により発生し得る危険に相当する額の元本の額に対する比率として金融庁長官が定める方法により算出した比率）
- 評価損益・必要証拠金等はLightning FX/Futuresで合算されます。
- 必要証拠金の算出において、各板の建玉は相殺されないのをご注意ください。

証拠金・損益などの定義は以下のとおりです。

証拠金・損益の種類	説明
預入証拠金	<p>お客様が当社の取引口座に預け入れている証拠金です。</p> <p>※証拠金として預け入れられているビットコインは、Lightning現物（BTC/JPY）の最終取引価格に50%を乗じた金額に換算された上で、同様に証拠金として</p>



	預け入れられている日本円の金額と合算されます。
<b>必要証拠金</b>	建玉の維持と新規注文に対して必要となる証拠金です。 <b>建玉必要証拠金＋注文必要証拠金</b>
<b>建玉必要証拠金</b>	建玉を維持するために必要となる証拠金です。 建玉ごとの「約定価格×建玉数量×証拠金率」を合計した額です。 小数点以下は切上げます
<b>注文必要証拠金</b>	新規注文に対して必要となる証拠金額です。 注文ごとの「注文価格×注文数量×証拠金率」を合計した額となります。 小数点以下は切上げます。
<b>評価証拠金</b>	<b>預入証拠金＋評価損益</b>
<b>証拠金維持率</b>	<b>必要証拠金</b> に対する <b>評価証拠金</b> の割合です。 ロスカットなどの判定基準として使用します。 <b>評価証拠金÷（必要証拠金）</b>
<b>評価損益</b>	<b>建玉評価損益－未決済スワップ損－手数料</b>
<b>建玉評価損益</b>	建玉に発生している損益のことです。
<b>未決済スワップ損</b>	建玉決済までのスワップポイント損の合計金額のことです。
<b>手数料</b>	取引に係る手数料です。

#### ・証拠金維持ルール

証拠金維持率が100%を下回った時点で、証拠金維持ルールが適用されます。  
証拠金維持ルールは次のとおりとなります。

- 未約定の新規注文がある場合、全て失効されます。
- 証拠金維持率が100%を下回っている状態では、Lightning FX口座またはLightning Futures口座（日本円およびビットコイン）からbitFlyerアカウントへの振替出金および新規注文の受付は停止いたします。

※証拠金維持ルールの適用は遅延することがあります。適用の遅延により発生した損失等について当社は一切責任を負いません。

#### ・追証ルール

追証ルールは次のとおりとなります。

1. 当社毎営業日（土日祝日を含みます。）午後6時00分時点で証拠金維持率が100%を下回っていた場合、100%に不足する額の追加証拠金が発生します。
2. 未約定の新規注文がある場合は全て失効されます。
3. 追加証拠金が発生した日の翌当社営業日（土日祝日を含みます）の午後4時59分（追証解消期限）までに追加証拠金が解消されず、同午後5時00分に至った場合、ロスカットルールが適用されます。追加証拠金の解消方法は以下の通りとなります。

- (1) Lightning FX・Lightning Futures口座への日本円またはビットコインの預入
- (2) 建玉の一部または全部の決済
- (3) レバレッジ倍率の引上

※レバレッジ倍率を最大値未満で設定されている場合は引き上げることで追証の解消が可能です。なお、レバレッジ倍率を最大値に選択している場合には引き上げられません。

※追加証拠金が発生した後、追証ルール3. (1)～(3)以外の方法（相場の変動等）によりお客様の証拠金維持率が100%以上となったとしても追加証拠金の解消とはなりませんのでご注意ください。

※相場が急激に変動した場合には、追証ルールが適用される前にロスカットルールが適用される場合があります。

※追証ルールの適用は遅延することがあります。適用の遅延により発生した損失等について当社は一切責任を負いません

#### ・ロスカットルール

証拠金維持率が50%を下回った時点、もしくは、追証ルールに基づき、追加証拠金が発生した日の翌当社営業日（土日祝日を含みます）の午後4時59分までに追加証拠金が解消されておらず、同午後5時00分に至った時点でロスカットルールが適用されます。

ロスカットルールは次のとおりとなります。

- Lightning FX・Lightning Futuresの全建玉を自動的に反対売買して決済します（ロスカット注文）。
- ロスカット注文は、全建玉に対して成行で決済注文を行います。
- ロスカット注文が全て約定するまで取引を再開することができません。

※相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールが適用されても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。この場合、お客様は速やかに金銭又は暗号資産を充当し不足金を解消する必要があります。不足金が出た場合は、ビットコインの送付、日本円のご出金、bitWireのご利用を停止いたします。発生した不足金額以上の現金を入金いただけない場合、当社が任意でお客様のbitFlyerアカウントからLightning FX・Lightning Futures口座への振替入金を行うことがあります。その際、不足金額の充当に必要な場合にあつては、当社が任意でbitFlyerアカウントからの出金・暗号資産の送付指示を取消すこと、注文を取消すこと、お預りする暗号資産等の資産を処分すること、処分の対価を含むお客様が当社に預託している金銭をお客様が当社に負担している債務の弁済に充当することがあります。当該処理により発生した損失等について当社は一切責任を負いません。

※ロスカットルールの適用は遅延することがあります。適用の遅延により発生した損失等について当社は一切責任を負いません。

#### ・証拠金の振替入金と振替出金

1. 振替入金（bitFlyerアカウント→Lightning FX口座またはLightning Futures口座）
  - 振替入金は24時間365日受け付けます。
  - 預入証拠金は振替指示完了と同時に増額されます。
  - 振替入金は、bitFlyerアカウントの振替可能金額の範囲内となります。
2. 振替出金（Lightning FX口座またはLightning Futures口座→bitFlyerアカウント）
  - 振替出金は24時間365日受け付けます。
  - 預入証拠金は振替指示完了と同時に減額されます。
  - 振替出金は、Lightning FX口座またはLightning Futures口座の振替出金可能額の範囲内となります。

原則、24時間365日受け付けます。ただし、次の時間を除きます。

- システムメンテナンス時間

#### 4. 大規模なブロックチェーンの分岐現象への対応

##### 1. お客様への告知方法

当社が取り扱う暗号資産に係るブロックチェーンにおけるプロトコルの後方互換性および前方互換性を失わせる、計画的に実施される大規模なアップデート（以下「ハードフォーク」といいます）が発生することが判明した場合、ハードフォークに伴う当社サービスの一時停止および当該一時停止の解除も含め、当社の対応方法を当社サイト、メールその他の当社が適切と認める通知手段でお客様に通知します。また、当該暗号資産が暗号資産関連店頭デリバティブ取引の原資産である現物暗号資産または当該暗号資産関連店頭デリバティブ取引にリンクした暗号資産指標に係る現物暗号資産である場合、上記の該当通知手段で通知します。

##### 2. ハードフォークが発生したときに生じる当社サービス停止措置について

当社は、ハードフォークによりお客様財産の保全およびお客様との取引の履行に何等かの支障が生ずるおそれがある場合、当社の定める期間、暗号資産関連店頭デリバティブ取引、暗号資産の売買、預入、送付等が停止する可能性があります。当社は相互に互換性がなくなるリスクや取引が遡って無効になるリスク、大幅な価値下落が発生するリスクなどを総合的に考慮した上で、暗号資産現物取引と暗号資産関連店頭デリバティブ取引の双方を含む当社サービスの一時停止および当該一時停止の解除の判断をいたします。また、停止以降、当社サービス再開までの間、金銭および暗号資産の出金ができなくなります。停止期間中に生じた当該暗号資産の価格変動等によりお客様に損失が生じる可能性があり、当該損失について、当社は一切の責任を負いません。

##### 3. ハードフォークにより生じた新暗号資産のお客様への付与について

ハードフォークの基となる暗号資産およびハードフォークにより生じた新暗号資産の取扱いの有無や取扱方法については当社が決定します。その結果、お客様に新暗号資産を付与しない場合や、後述する暗号資産関連店頭デリバティブ取引の建玉の権利調整を行わない場合もありますが、当社では、新暗号資産を付与しないことや権利調整を行わないことにより発生した損失について、責任を負いません。

##### 4. 新暗号資産の付与等に伴い要する手数料について

当社は、新暗号資産のお客様への付与や暗号資産関連店頭デリバティブ取引の建玉の権利調整その他のお客様保護のために必要な措置に伴い現に生じた業務に要したシステム構築費等の費用を、手数料としてお客様から徴収する場合があります。

##### 5. 暗号資産関連店頭デリバティブ取引における新暗号資産の権利調整について

当社は暗号資産関連店頭デリバティブ取引における新暗号資産の権利調整に伴い現に生じる業務に要したシステム構築費等の費用を、手数料としてお客様から徴収する場合があります。

##### 6. 新暗号資産の発生および付与に伴う暗号資産関連店頭デリバティブ取引の建玉の権利調整方法について

当社は新暗号資産の発生および付与に伴う暗号資産関連店頭デリバティブ取引の建玉の権利調整方法を都度調整し、あらかじめお客様への通知を行うものとします。権利調整の要否及び方法は利用規約に基づいて当社の任意により決定されますが、例えば、対象となる事象等の発生した暗号資産を原資産とする暗号資産関連店頭デリバティブ取引の売建玉を保有するお客様から権利調整額を徴収する一方で買い建玉を保有するお客様へ権利調整額を付与する方法が想定されます。

##### 7. 計画されたハードフォークおよび新暗号資産への当社対応指針について

ブロックチェーンが分岐するおそれのある計画されたハードフォークおよびハードフォークにより生ずる新暗号資産への対応指針については、「計画されたハードフォークおよび新仮想通貨への当社対応指針」 (<https://bitflyer.com/ja-jp/guidelines-hard-forks>) をご参照ください。

#### 5. 手数料等に関する事項

Lightning FXの場合は証拠金、スワップポイントおよびSFD、またLightning Futuresの場合は証拠金およびスワップポイントが必要です。

Lightning FX/Futuresスワップポイント（※5）

00時00分00秒に前日分のスワップポイントが確定されます。スワップポイントは建玉決済時に証拠金に減算されます。

建玉	スワップポイント
買建玉	(建玉金額の絶対値×0.04%/日)の合計(単位:円) (※6)
売建玉	

※5スワップポイントはLightning FXとLightning Futuresにおいてそれぞれ発生します。

※6建玉金額とは、前日の終値にお客様の保有するポジション数量をかけた金額を指します。

#### Lightning FX/Futures証拠金

証拠金率(個人のお客様)
50%(レバレッジ2倍の場合)～100%(レバレッジ1倍の場合)

- 法人のお客様の証拠金率は暗号資産リスク想定比率を基に計算され、週次で変動します。変動するレバレッジは当社ホームページにて週次で公表します。詳細は当社ホームページをご確認ください。(暗号資産リスク想定比率とは、暗号資産に係る相場の変動により発生し得る危険に相当する額の元本の額に対する比率として金融庁長官が定める方法により算出した比率)

#### Lightning FX SFD(SwapForDifference)

Lightning FX取引価格とLightning現物(BTC/JPY)取引価格が5%以上乖離している場合、約定ごとに以下のLightning FX SFDが発生します。SFDは約定ごとに発生し、ポジションの決済時に清算されます。ただし、決済注文の約定時には、付与いたしません。

約定の種類	新規注文	決済注文
価格乖離を拡大する方向の約定	SFD徴収	SFD徴収
価格乖離を縮小する方向の約定	SFD付与	SFDなし

- 「価格乖離(%)」は以下の式で計算されます。

価格乖離(%) = (Lightning FX取引価格 ÷ Lightning現物(BTC/JPY)最終取引価格 - 1) × 100

- 「SFD」は以下の式で計算されます。

SFD(円) = 取引数量 × Lightning FX取引価格 × SFD比率

SFD比率は以下のとおりです。

価格乖離	SFD比率
5%以上10%未満	約定金額の0.25%
10%以上15%未満	約定金額の0.50%
15%以上20%未満	約定金額の1.00%

20%以上25%未満	約定金額の2.00%
25%以上30%未満	約定金額の4.00%
30%以上	約定金額の8.00%

## 6. 事業報告書・直近の財務書類の内容

当社は、当社ウェブサイト (<https://bitflyer.com/ja-jp/company>) にて、定期的に事業報告書、直近の財務書類および監査報告書等の内容等を公表します。

### 暗号資産の性質に関する説明

- 暗号資産は、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、また不特定の者を相手方として購入および売却を行うことができます。なお、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます。
- 暗号資産は、発行者による制限なく、本邦通貨、外国通貨、または他暗号資産との交換を行うことができ、本邦通貨や外国通貨、他暗号資産との交換市場が存在します。

当社がお客様との間で行う暗号資産関連店頭デリバティブ取引で原資産として参照されている暗号資産は以下です。

- ビットコイン(Bitcoin)

ビットコインは暗号資産です。中央銀行や特定の企業のような発行体無く、発行上限があるのが特徴です。実際に価値を持っており、価値の源泉は人々の信用のみで、多くの人が価値があると信じているから価値が生まれます。暗号技術を利用した分散型台帳であるブロックチェーン技術に基づき、価値を保有、移転できます。

- 【令和2年4月20日制定】
- 【令和2年5月1日改定】
- 【令和2年11月26日改定】
- 【令和3年1月8日改定】
- 【令和3年3月3日改定】
- 【令和3年4月21日改定】
- 【令和3年5月12日改定】
- 【令和3年8月31日改定】
- 【令和3年10月15日改定】
- 【令和4年2月25日改定】
- 【令和4年6月17日改定】
- 【令和4年10月1日改定】
- 【令和5年4月28日改定】
- 【令和5年6月7日改定】
- 【令和5年7月27日改定】